

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 記 録

令和6年7月29日（月）午前9時59分～午前11時19分（9階909会議室）

○出席委員（9名）

委員 長	川又 康彦
副委員長	高木 直人
委 員	佐藤 勢
委 員	遠藤 幸一
委 員	佐々木 優
委 員	石原洋三郎
委 員	大平 洋人
委 員	宍戸 一照
委 員	半沢 正典

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○案 件

所管事務調査「認知症対策と家族支援に関する調査」

- 1 委員長報告のまとめについて
- 2 その他

午前9時59分 開 議

（高木直人副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、川又委員より遅れる旨の連絡をいただいておりますので、報告いたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

本日は、前回の委員会で出たご意見を基に正副委員長手元で委員長報告の素案を作成いたしましたので、その内容についてまず協議します。

次に、前回頭出ししました意見書について、本日、委員長報告の内容、方向性が固まりましたら、委員長報告の協議の後に、提出するかどうかも含めまして、意見書の内容、方向性について協議をい

たします。

まず、資料D D、令和6年7月29日委員長報告案をご覧ください。委員長報告の構成ですが、前回協議しましたとおり、①、調査の目的、②、調査の経過、③、本市の高齢化と認知症推計人口、④、本市の認知症施策の状況、⑤、認知症特有の問題、⑥、提言、⑦、結びとなります。

前回いただいた意見や変更となった内容も含め、概要について順番に説明をいたします。まず、①、調査の目的は所管事務調査申出書から構成しておりますが、1ページ5行目、認知症の将来推計人口について、新オレンジプランでは、認知症の将来推計について、令和7年は高齢者の約5人に1人と推計されておりましたが、最新の令和6年7月の厚生労働省資料の推計では、認知症の有病率の将来推計が令和7年は約7.7人に1人と推計されるため、約8人に1人と修正しております。

次に、9行目、家族支援や地域における支援の在り方などを検討するためについて、前回の委員会でご意見がありましたように、調査内容の全てについて家族支援を切り口に決めてきたわけではないですが、参考人招致や意見交換会を実施し、家族支援や地域における支援を調査し、後ほど説明する提言につきましても同内容を中心に提言することからこのように記載しております。

次に、②、調査の経過は記載のとおりでございまして、2ページ、③、本市の高齢化と認知症推計人口は、当局説明で聴取した高齢化と認知症推計人口の増加について記載しております。

④、本市の認知症施策の状況は、前回ご提示の内容を記載しております。前は推進状況と記載しましたが、議会側の目線として、認知症施策の状況と推進を取った形で記載しております。

前回示した委員長報告の構成では本市の認知症施策の状況の後に組み込んでいた認知症基本法の施行について、提言部分まで早めに言及すること、また認知症基本法は提言項目の3つ目の多職種連携の強化と関連が強いことから、⑥、提言部分の中に組み込んでおります。

3ページ、⑤、認知症特有の問題は、前回お示ししましたとおり、参考人招致や意見交換会で聴取しました内容から、1点目は認知症の類型と中核症状、行動心理症状、2点目は認知症介護特有の深刻さ、3点目は認知症の空白の期間について記載しております。

4ページ、⑥、提言は、前回お示ししましたとおり、認知症の早期発見、初期支援の体系的な取組の実施と地域における支援の強化と多職種連携の強化の3つの観点に分けて構成しております。

まず、21行目、認知症の早期発見と初期支援の体系的な取組の実施について、提言項目を分かりやすくするため、早期発見から初期支援までの体系的な支援と認知症診療の一極集中を改善する認知症医療体制の強化の2点に分けて構成しております。

前回の委員会でありました認知症専門医の確保について項立てすべきという意見を踏まえ、5ページ16行目、今後認知症患者が増加すると見込まれる中、市内の認知症診療体制の一極集中を改善し、専門的対応が可能な医療機関を増やすなど体制の強化を図るべきという内容を記載します。

次に、5ページ19行目、地域における支援の強化は、こちら提言項目を分かりやすくするため、認知症の家族支援の充実と地域における互助の取組の強化と伴走型相談支援体制の整備の3点に分け

ております。

1点目の認知症の家族支援の充実は、前回お示したとおりです。

2点目は、認知症サポーターの強化と一体的支援プログラムの普及は、地域における互助の取組強化とまとめて提言します。

3点目は、地域包括支援センターの疲弊という背景から、行政視察で知見を得た伴走型相談支援拠点の整備を提言します。

なお、7ページの15行目から19行目の括弧、青マーカー部分は国への意見書を提出する場合に挿入する文言でありまして、こちらの部分につきましては仮で入れておりまして、委員長報告の協議の後、意見書の方向性の議題の際に協議をさせていただきます。

最後の7ページ20行目、多職種連携の強化は、官民共創による中長期的な認知症施策の推進と市全体での認知症施策の推進の2点に分けて構成しております。本市の医療的資源を踏まえた医療体制、医療、介護の連携強化の部分と条例を生かした市全体での認知症施策の推進で分けたほうが分かりやすいため、このように提言します。

なお、2点目の提言のほうに8ページ19行目から関連する内容である認知症基本法の施行について記載しております。

⑦は、提言内容を踏まえた結びとなります。

素案の概要についての説明は以上となります。

ここで、黙読の時間を10分ほどお取りいたしますので、確認をお願いいたします。

それでは、今10時9分ですので、10時20分頃まで黙読の時間といたしますので、よろしくお願いたします。

【資料黙読】

(高木直人副委員長) それでは、素案の内容につきましてご意見を伺えればと思います。ご意見のある方ございますでしょうか。

(石原洋三郎委員) 7ページの6行目から地域包括支援センターの人員体制が改善されない場合、地域包括ケアシステムの機能不全を招くため、センター業務の負担軽減を図るべきでありますというふうに書いてあるのですが、確かに機能不全を招くのですけれども、だからといってセンター業務の負担軽減を図るべきなのかなというのがちょっと疑問でありまして、地域包括支援センターに頼っている部分というのは実際に大きいので、人員体制が改善されるように取り組むべきだということなのではないかなと思うのです。機能不全を招かないように人員体制の改善を図るべきだというふうにしていただいたほうがいいのではないかなと。この文章でいってしまうと、機能不全を招くために、センター業務負担軽減を図ったら、結局市民サービスも低下していくのではないかなんて思うのですが。

(宍戸一照委員) それと同時に、負担軽減を図るべきであるというふうにあるのですけれども、では負担軽減を図るためには、それに代わるべき組織があるのかというふうな、現状においてはセンター

業務に、包括ケアに依存している部分が非常に多いわけなので、センター業務の負担軽減を図るとするならば、それに代わるべき業務をする場所があるかというような問題になってくるわけなので、やっぱり前段の部分を、改善するよう努力すべきであるとしないとその部分がそういう問題が出てくるのではないのかというふうに考えます。今地域包括支援センターに依存している部分が非常に多いので、改善すべきであるというふうな石原委員の考えに同調するところであります。

(半沢正典委員) 私はこの文章を読み込んだときはそういう印象ではなくて、今の指摘のところで、今要するに地域包括支援センターは認知症にかかった人の家族支援もやらなければいけないし、これから認知症になりそうだという人も対応しなければいけないから、大変だよと。だから、その前段の部分についてはどこかでやったほうがいいのではないのという提言内容で、その答えは高崎市にあるように初期ですね、伴走型支援拠点を認知症カフェに整備するというような提言にまとめているのかなと思ったので、特段私は疑問を感じなかったのですけれども、その辺はどういう正副委員長の考え方なのか。

(高木直人副委員長) そこにつきましては私一人ではちょっとなかなかあれですので、委員長がお見えになってからそこはご回答を申し上げたいと思います。

(穴戸一照委員) 6ページの9行目なのですけれども、その前に2点目として地域における互助の取組の強化についてでありますというふうに書いてあるわけですが、まとめてあります。そうした場合は、認知症サポーターを発展させ、互助の取組を強化することで介護者の孤立を防ぐ取組を地域全体で行うとともにというふうにまとめてあるので、発展させるというよりは、認知症サポーターを増やす努力というか、それも必要ではないのかなと思うのです。現状、そしてその下の部分で、17行目で本市においても一定の登録者数がある認知症サポーターに新たな支援を担っていただき、互助の取組を強化すべきでありますとしているわけですが、現在の認知症サポーターが一定の登録者数があるという前提としてやっている、その前提として、本市の地域の互助の取組を強化させるためには、やっぱり発展させるというよりは増やすというふうにしたほうがより明確に認知症サポーター、地域全体、皆様に支えるというような意味合いになるのかなというふうに思ったもので、ここ発展させるというよりは、認知症サポーターを増やすと、増やし、発展させるとか、増やすという一言があったほうがいいのかと思ったのですけれども、皆様の意見どうなのかと思います。

(高木直人副委員長) ただいまの意見につきまして、皆様のほうから何かご意見がございますでしょうか。

(半沢正典委員) 異議なしです。

(川又康彦委員長) それでは、すみません。私のほうで遅れてしまって大変申し訳ありませんでした。まずおわびいたします。

ただいまのご意見について、まずは1つ目のほうは、文言のほうはそちらでよろしいと思っております。

2つ目、地域包括センターの人員体制についてのご意見をいただいたかと思えます。こちらについては、先日骨子のほうでも示させていただきまして、本日の委員長報告案の提言の中のほうにもあるかと思えますけれども、伴走型支援拠点についての文言のほうを入れさせていただくということで、人員体制の改善について文言として入れさせていただくのも重要なことだなど。特に後ほどご審議させていただきたいと思っております意見書提出についての賛否の部分も含めて、その辺を委員長、副委員長のほうでもう一度善処させていただいて、文言の修正のほうを図らせていただきたいと思いますので、一旦ご意見のほうは頂戴させていただきたいと思えます。

代わるべき組織があるかどうかということについては、先ほど少し申し上げました伴走型支援拠点がそういったものに該当するのかなど、委員長、副委員長のほうではそのように考えておりまして、その案に沿った形で委員長報告のほうも作らせていただいておりますことを申し添えたいと思えます。

1番目の発展の部分、こちらを増やしという部分は、そちらの文言のほうに修正させていただきたいと思えますので、ご承知おきください。

(石原洋三郎委員) 認知症カフェ、要は福島市内のオレンジカフェ一覧とかがって見ると、基本的に地域包括支援センターが認知症カフェってやっているところが多いのではないかなんて思うのですけれども、結局それは地域包括支援センターに対する人員の充実を図っていくということのほうがいいのではないかなって。認知症カフェだけをやっているところもあるのでしょうかけれども、地域包括支援センターの大部分が認知症カフェもやっているとは思えますので、そういう意味で申し上げたところもあるのですけれども、切り離すことはできないのかなということでもあります。後で精査していただければとは思えます。

(川又康彦委員長) そのご意見も承りながら、委員長、副委員長のほうでまた文言どういった方向性にしていくのかも含めて検討してまいりたいと思えます。

(半沢正典委員) 先ほど宍戸委員のご指摘のとおり私も異議なしなのですが、6ページの9行目の認知症サポーターを発展させという、発展させの部分が明石市みたいにシルバーサポーターとかゴールドサポーターというような形で成熟度を図って、より専門的なところまで踏み込んだ支援をボランティアとして地域の互助の仕組みでやってほしいということが発展させという部分だと思うので、多分宍戸委員も削るのではなくて増やし、その上で発展させという趣旨でおっしゃったのかなというふうに私は理解していたのですけれども、ですからサポーターを増やしとか、増加し、互助の取組を強化するということではなくて、増加し、発展させみたいな文言にさせていただいたほうが後ろの文章につながるのかなという気はするのですけれども、多分宍戸委員もそんなような観点でおっしゃったのかなと。

(宍戸一照委員) 確かにそのとおりで、私が最初に申し上げた増やし、発展させというほうがいいのではないのかなということ、増やすという言葉というようなことを冒頭に申し上げたつもりなので

すけれども、そうすると次の17行目の一定の、認知症サポーターに新たな負担も担っていただけるというふうにつながるのかなど。

(川又康彦委員長) そうすると、確認ですけれども、9行目の認知症サポーターを発展させ、互助の取組を強化という部分の半沢委員、宍戸委員のお話を確認させていただくと、認知症サポーターを増やし、発展させ、互助の取組を強化することでという趣旨のほうが文言的にもつながりがいいのではないかというご意見ということによろしいですか。

(宍戸一照委員) はい。

(半沢正典委員) そういう意見です。

(佐々木優委員) 増やして発展させるという方向で私も賛成なのですが、認知症サポーターって今どのぐらいの実績があるのだけとこれをちょっと一応共有しておいたほうがいいのかと思うのですが、どうでしたっけ。調べれば分かると思うのですが、

(川又康彦委員長) これについては、たしか当局説明の中であったと思うのですが、今はちょっと出ませんので、事務局に確認させます。

(佐々木優委員) 調べて確認して、後でみんなが共有できればいいかな。

(川又康彦委員長) 分かりました。

(半沢正典委員) 5ページの20行目からなので、1点目は認知症の家族支援の充実についてでありますということで、本市のファミリーサポート事業の介護版を支援すべきだということなのですが、次に高崎市ではというふうにならなくて、私としてはどうもつながりがうまく解釈できなくて、有償ボランティアのほうについては、例えば地域における互助の取組のほうで、逆に2点目の地域における互助の取組のほうに近いカテゴリかなと、分類されるのではないかなというような印象がありまして、ここは高崎市の例みたいに行政主導で、これは多分委託事業でやっていたように記憶しているのですが、そういうような事業で、だから高崎市の例を後ろに持ってくるのだったら、行政主導でそういうようなきめ細かい家族支援、要するにちょっと気軽に、そしてきめ細かい家族支援を行政主導で外部委託して、家族支援を回ったというような文言を前にして、高崎市の例を出すほうが分かりやすいのかなというような印象を持ちました。ファミリーサポートの例については、地域における互助の取組に組み込んで強化を図るというような一つのツールとして2点目に記載したほうがすっきりするのかなという印象を持ったのですが、ほかの方、いかがなものでしょうか。

(宍戸一照委員) ここで結論として市民協働の子育て支援であるファミリーサポート事業の介護版として、こう言ってしまうよりは、我々の調査での高崎の事例としてはこうなのだけれども、やはり福島、本市においてもこういうふうな事業を取り組むべきではないかと言ったほうが、今半沢委員がおっしゃったように、つながりがいいのかな。事例を挙げて、こういうふうな事例なのだけれども、本市もこうしたほうが。最初に結論を言ってしまうと、逆に高崎市の事例というのはあんまり書く必要性がなくなるのではないのかな。逆に文章をこう変えたほうがこういうふうな事例があるのだけれど

も、本市でもそのような事例をあれしたほうがいいのかというふうにしたほうが、半沢委員がおっしゃるとおり、文章的につながりがいいというか、提言しやすいのではないのかなと思いますけれども。

(川又康彦委員長) この点については、委員長、副委員長、事務局も含めて話の中でファミリーサポート事業の介護版というのをもしやったとしても、半沢委員がおっしゃるように、互助の一つの形ではないかという話があった中で、2つ目に互助の強化という部分を取り上げておりますので、ここで一緒にしたほうがいいのかという議論は出ました。その中で、高崎のほうを出させていただいて、こちらのファミリーサポート事業の介護版というのを最初に持ってこさせていただいたものとしては、今回の認知症の家族支援の充実という部分で、では実際に全て互助という形で投げる部分も、もちろんそれも重要な部分なのですが、ファミリーサポート事業の介護版というのはあくまでも市のほうが一つ音頭を取って仲介作業を行っていくという部分になってきますので、実際にやってもらうのは互助として、有償ボランティアとしてやっていただく部分もありますが。それを仕切るのはあくまでも行政のほうなので、特に高崎とかほかで視察したところについて、保険外の事業ということで、大変財源もかけていろんなことをやることというのは、福島市においては財源上も非常にやっぱり難しいのではないかという意見等が意見開陳の中でも出ていたかと思えます。そういったものを含めてファミリーサポート事業の介護版というのだけ、特出しさせていただいて、1つ目に書かせていただいたという流れになっておりますので、できればこの辺はその辺お酌み取りいただければありがたいと思うのですが、ただ文言上確かに分かりにくい部分がありますので、その部分がもう少し伝わりやすいような形でどうにかできないか少し検討させていただきたいと思うのですが、それでいかがでしょうか。

(半沢正典委員) さっき言ったように、そうであれば別に否定するものではないので、そういう形でいいと思うのですけれども、そうしたら逆に高崎市の例をここから省いたほうが分かりやすいのではないかなと。これはあくまでも私が考えるファミリーサポートのお任せ会員といつでも会員、受けるほうとあれということをやっているの、それを行政が仲介するぐらいの話で、いうことですから、高崎市は行政の一つの事業として外部委託してやっているという状況なので、逆に今委員長おっしゃった思いを文章にして前を残すのであれば、高崎市の例から導き出すという、こういうこと提案するよと、高崎市はこういうふうに行っているよという、高崎市は行政主導で普通にやっているのではないのと、行政主導というか、行政が外部委託して、ボランティアというよりはちゃんと委託料を支払った上で成り立っているという事業なので、ちょっと色合いが違うのではないかなと。例示するにはですよ。だから、その後佐藤参考人の意見につなげれば、普通にファミリーサポートの介護版がいいのではないのかという話に流れていくのではないかなというふうには私は読み込んだのですけれども。

(石原洋三郎委員) 今のところなのですけれども、私が感じたのは、1点目は認知症の家族支援の充実についてでありますって書いてあって、ファミリーサポート事業の介護版とか、高崎市のSOSサ

ービスというふうに行くのですけれども、何となく認知症の家族支援の充実がこれなのかなという、確かに、何かちょっと違うような気もするので。1点目は何とかかんとかの充実というところで、タイトルが確かに違うような気もするので、何かいい表現をしたほうが良いような気がする。家族支援の充実という、ほかのことも家族支援の充実だとは思っているので。そんなふうにも思った次第です。

(川又康彦委員長) 確認なのですけれども、今の石原委員のご意見については、認知症の家族支援の充実、充実という、私も意見をいただいてから思ったのですが、何かがあった上で充実。現時点では家族支援というのは行政としては基本的には何もやっていない部分があって、そのところについては、では充実という言葉がこの場合に合っているのかなというのは確かにご指摘のとおりだとは思いますが、そこはもう少しどういった表現があるのかは検討したいと思います。

(半沢正典委員) 取組。家族支援の取組について。

(川又康彦委員長) 半沢委員のご意見については、高崎の部分、先ほど私も意見開陳の一つの例として申し上げましたけれども、高崎と明石のほうでやはり財源をある程度ふんだんに使って家族支援を行っているという部分がありましたが、福島市の現状を考えた際に、そこまで急激にやっていくというのはなかなか難しいという中で、ファミリーサポート事業という部分は比較的安価にと言ってしまうとどうなのかと思いますけれども、取り組みやすい事業にはなっていると思うのです。財源の部分まで表現して書くかどうかというのは委員長、副委員長の中でも少し話が出たところなので、ただ高崎の部分とかは事例としては書いた上で、ただ福島市としてはこういった事業が適しているのではないかという意味合いでは書かせていただきたいなと思っているのですけれども、その辺については皆さんどのようにお考えでしょうか。

(半沢正典委員) もしそういうふうな思いで高崎市も入れたいのであれば、既に先進的な取組として高崎市みたいな例をやっているけれども、当市におきましてはまずは市民サポートの発展版としてやっていくことを提言しますみたいな形にしたらいいのではないですか。

(大平洋人委員) 7ページ、最後のほう、多職種連携の強化の観点からということで柏市の事例を出していて、つまり多職種連携というのを言っているのに、柏市の例が医師会と医大しかなくて、もう一つの団体が消えてしまっているというか、例えば住に関するものをたしか包括してやっていたのかなというふうに話聞いてきたような気がするのですけれども、何でこういう、多職種なのに大学と医師会だけになってしまっているのかなというのがちょっと疑問で、例えば宅建協会だとか、そういった住だとか、関係する諸団体と連携するみたいな言葉がないと何か多職種という言葉が必要ではなくなってしまうような気がしたので、どうですか。

(川又康彦委員長) 確認ですけれども、柏市の事例の表現として。

(大平洋人委員) そう、書いてあるのに、何か言葉と中身が違っているような気がしたもので。柏市はいいなと思って帰ってきたものですから、あれと思ひまして、ももりん体操に置き換わっているのはどうかなんて思ったのですが、何かいい表現を付け加えたほうが良いような気がしました。

(川又康彦委員長) 確かに、この委員長報告案の中では東京大学と、あと住居部分では都市再生機構という形で実際に協定を締結しているという部分を書かせていただきましたけれども、たしかに実際の事業としてはもう少し広いところともやっていたような気もいたします。そのところは少し確認させていただいて、どのような表現が可能なのか委員長、副委員長で検討させていただきたいと思えます。

先ほどのサポーターの数について事務局のほうで確認できたということなので、事務局のほうから発言お願いいたします。

(書記) 発言させていただきます。

認知症サポーター養成講座の受講者数ですが、当局説明では令和4年度3万6,440人の実績があるというふうな説明がございまして、また福島市高齢者いきいきプラン2024では、今の実績に対して今後の目標ですが、令和6年度4万1,000人、令和7年度4万3,000人、令和8年度4万5,000人と目標を掲げていまして、今のサポーターの数をより増やしていこうという姿勢は見られます。

以上でございます。

(川又康彦委員長) 佐々木委員、よろしいですか。

(佐々木優委員) 28万人弱の福島市の中で現在3万6,440の方がサポーターになっていただいている、今後は4万5,000人という目標を持っているという状況で、人数としてはいらっしゃるのかなと思うのです。だから、そのサポーターの皆さんになおどんな力を貸してもらえるかということが大事なのかなと。人数を増やすだけではなかなか発展していかないのかなというところも私感じたので、数というか、中身をどうにか関わってもらえる人を今の段階よりもう一歩、半歩関わる人を増やすということが具体的には必要なのかなと思ったので、ただ人数を増やすというか、そこはちょっと表現が追加されたほうがいいのかというふうには思いました。

(川又康彦委員長) ありがとうございます。人数を増やしという部分で、発展させて互助の取組を強化という部分が委員長報告案の中では17行、また18行の部分なのかなとは考えております。ただ、明石のようにではシルバーとかゴールドとか、そういった具体的なこういった制度がいいですよというところまでは踏み込んでおきませんが、認知症サポーターに新たな支援を担っていただき、互助の取組を強化すべきという部分のところにその辺が含まれているのかなと思っておりますが、この辺をもう少し詳しくということ。

(佐々木優委員) ちょっとさっきの話だとその人数を増やすということがというのが先に来ていたので、実際の人数を確認して、目標も確認したので、それを踏まえてというふうになればいいかなと思います。

(宍戸一照委員) 先ほど半沢委員、私も申し上げた5ページの21行からの部分について、結論としては委員長の判断にお任せするでいいのかな、それともまだ議論の中の結論は得ていないと思うのだけれども、それは私も高崎市のほうが前段に来たほうが、その後また佐藤参考人からはという部分もあ

るので、高崎市ではこのような部分、事例として挙げてこうだというふうにやったほうが良いということで申し上げたわけだけれども、その辺についていろいろ議論は出ましたけれども、委員長の考えも示されましたけれども、正副委員長の取りまとめでお任せするということがいいのか、その辺結論得ているのかなと思ったのですけれども。締めくくりを得ていないのではないかなと思うのだけれども。

(川又康彦委員長) この文脈については、最後に半沢委員からも高崎市の事例を入れるのであれば先に書いたほうが良いのではないかと、その上で福島市としてはファミリーサポート事業という形を取るという文脈にしたほうが流れとしてもいいのではないかとのご意見も頂戴しましたので、正副としてそれを踏まえて、この流れをもう少し組み立て直したいなと思います。ただ、高崎市と、あと佐藤参考人という調査事項としてあったのを後段のほうにまとめてつけたという部分があるので、その辺との絡みも考えながら、少し正副のほうで決めた上で、次にご提示できればと思っております。そんなところでよろしいですか。

(穴戸一照委員) はい。

(川又康彦委員長) ほかがございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) それでは、正副委員長手元のほうで修正内容のほうを改めて協議させていただきまして、次回お示しいたしますので、ご了承お願いいたします。

それでは、国への意見書提出について協議させていただきます。

本日、大体の部分で委員長報告の内容が固まりましたので、前回頭出ししました国への意見書について、提出の有無も含め協議させていただきます。

まず、資料DD、調査における意見書の方向性についてをご覧いただきたいと思います。参考人招致の聴取で得た内容や意見開陳で見られた意見として、認知症支援に係る地域包括センターの役割について、認知症の人とその家族の負担が深刻となっている地域において、支援センターが住民を包括的に支援し、困難事例を解決するなど欠かせない存在となっております。

次に、地域包括センターの人員、処遇の課題について、年々支援センターの担う相談件数が多くなり、対応も多岐にわたり、負担も大きい中、業務は増える一方で委託料は一定であることや、業務量に対して職員数が足りない状況が恒常的で、職員が定着しなく、専門職の確保が困難であることが挙げられます。

そして、認知症伴走型相談支援事業について、国は認知症の人や家族を継続的に支援し、認知症への専門的な助言を行う地域拠点として推進しており、地域包括支援センターの負担となっている相談業務の軽減も見込めますけれども、介護人材などの資源に限りがある地方において、本事業は普及していない状況であります。

これらの背景を踏まえて、地域包括ケアや認知症施策は自治体によって推進状況が様々であり、都

市部、地方によって受けることのできる認知症支援に差が生じている状況であると言えることから、資料下段に記載の項目を意見書として国へ要望すべきものとして正副委員長手元で検討しております。

こちらの方向性についての内容についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(宍戸一照委員) この項目の案の①で予算措置を見直しというふうに書いてあるのだけれども、どういう意味で見直しというような言葉を使っているのか。

(川又康彦委員長) この①については、地域包括支援センターだけの部分ではなく、認知症施策、法律のほうでも立法されたわけですので、全体について予算そのものを基本的には増額するという方向だと思うのですが、全般のことについての見直しという意味合いと捉えております。分かりにくいかどうかというのはちょっと、今ご意見いただきましたので、表現も含めて検討する必要があるかなと思います。

(宍戸一照委員) 国が予算措置を見直しというのは、見直しという意味合いですね。

(石原洋三郎委員) 拡充するということですね。

(川又康彦委員長) そうということです。

(宍戸一照委員) 見直しだと現在の配分を見直すだけになるわけだから、拡充という意味がないとあれかなと思うので、見直しという意味合いを委員長の考えをお聞きしたところで、基本的には拡充してもらわないと駄目なわけなのですけれども。下に財政支援を充実させるというふうな、包括支援センターについては、こういうところでいろんな配分の見直しをすとか、拡充させた上で見直しをすとかというなら分かるけれども、そもそもが枠予算として見直しというのはどうなのかなというふうに。ここは拡充ではないのかなと。

(川又康彦委員長) 確かに宍戸委員がおっしゃるとおり、見直すという形になると、今やっていることが違うのではないかという言外の意味も多少私も今ご指摘いただいて感じる部分ではあります。ただ、文章の①の部分の前後の部分では充実した認知症施策を推進できるようという部分と、あとその後で認知症施策の充実を図ることという文言が入っていますので、充実する部分は間違いないことだと思います。例えばですけれども、推進できるよう国が十分な予算措置を取りとか、そういった文言のほうが充実とか。

(宍戸一照委員) 国が十分な予算措置を講じ。

(川又康彦委員長) 十分な予算措置を講じでも取りでも。そのような文言の見直しということはいかがですか。

(佐々木優委員) 十分なという意味合いには、こっちの十分と国の十分って多分違う、乖離があると思うのです。だから、こちらとしては当然足りないから、拡充してほしいのだということをはっきり述べたほうがストレートに伝わるのではないかなと思ったりもするのですが、どうでしょうか。

(半沢正典委員) 普通はそうだな。国が予算の拡充を図り、普通は、認知症施策の充実を図ること

だわね。

(川又康彦委員長) そうしたら、国が予算措置を拡充するという形にしますか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(佐々木優委員) ということは、②番のほうも、国の財政支援を充実させることというところもやっぱり拡充ってはっきり述べたほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

(川又康彦委員長) ②、③ともにといいことでよろしいでしょうか。

(宍戸一照委員) 拡充ですね。充実もしくは拡充とか、増額とか。

(川又康彦委員長) こちらは拡充という形でよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

(半沢正典委員) ③は具体的にはどういうことを言っているのかなということで、私の勉強不足でびんとこなくて、ちょっとすみません。地域で活用しづらい制度になっているということをお願いしたいのかなというのは読み取れるのですけれども、今ある制度が地域とのミスマッチが生じているという現状認識の上でこういう意見書ということの中身だと思えるのですけれども、具体的にはどの辺をミスマッチしていることを前提にこういう文章を導き出したのかな。その辺ちょっと教えていただければ。

(川又康彦委員長) 今国のほうで行っている認知症伴走型支援事業というのが、視察でも確認してきたかと思えますけれども、オープン時の支援になっていたかと思えます。運営上の継続的な支援という形には現状でなっていなかったかと思いましたので、その辺も含めてさらに制度設計を見直すという形が妥当なのかな。現在伴走型支援事業で行っているところについては、福島市の提言の中では、認知症カフェのほうを伴走型支援拠点にするのがいいのではないかといい形で提言内容に含めていましたけれども、今具体的に始まっている伴走型支援事業で一番多いのがグループホームを拠点にして行っている部分があります。この辺について伴走型支援拠点をどこにしていくのかという部分の制度の内容も含めて現状のそれぞれの地域のニーズに合わせた形でそれらが取り組めるようにという意味合いを含めているとは考えているのですが、そこまで具体的なところは意見書の中でも記載はしておりませんので、確かに分かりにくい部分はあるかもしれない。

(半沢正典委員) 地域の実情を把握しということだと理解できるのですけれども、地域のニーズを把握しになると、これそれぞれの介護事業というのは各市でやっているわけだから、それは各市のほうで国の制度の行き届かないところを市特有の地域のニーズを拾ってやるというのが制度的にはうまく運用されるのかなというような認識を持ってまして、だから地域のニーズを把握し、きめ細かい制度をつくれということではないのではないかなと思うのですけれども、細かい制度をつくるということではないと思うのですが、その辺ちょっと誤解しやすい文章なのかなという。同じことかもしれないけれども、地域のニーズを把握し。

(宍戸一照委員) 地域のニーズというのは、なかなか国にそこまで各地域のニーズというのを把握させるというのは。

(半沢正典委員) 一般的には全国共通のスタンダードをつくったやつをまずやるということでしょうから。

(宍戸一照委員) 難しいのかなと思うので、ここの地域、活用しやすいよう。

(半沢正典委員) いい言葉あれば、委員長の思いは十分分かるので。

(川又康彦委員長) この意見書の方向性についても認知症伴走型支援事業の上のほうのところ、現状の部分ですけれども、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などの認知症介護の専門知識を持ち合わせる職員が現状は行っているという形の部分が、具体的にそれだけの方が地方、地方でいるかという、なかなかそうはなっていないという部分が、地域のニーズというか、地域の現状に沿ったとか、そういった形のほうが実際には合っているのかもしれないのかなとは。

(宍戸一照委員) 今おっしゃったように、そこの辺はもう少し、先ほど申したように、やっぱり国が地域のニーズを一々把握するというのはなかなか困難なことだし、共通的な制度というのが、ある程度スタンダードな基準的な制度をつくった上で、細かに制度設計をなささいというのが国の今までのやり方ですから、そうするとやっぱり地域で活用しやすいようにという部分は必要だと思うのだけれども、地域の実情に合わせた制度設計を行えるようとか、国の財政支援を充実させる、拡充させるというふうにしたほうが分かりやすいのかなと。

(石原洋三郎委員) 今宍戸委員のお話にも沿っているのですけれども、地域のニーズを把握しというところを例えば地域の現状を把握しとか、制度設計を見直すとともにというところを地域が活用しやすいような運用できるような制度といいますか、そういうことのような趣旨にしてもいいのかなと。地域が運用しやすいような制度といいますか。

(半沢正典委員) 多分ここで認知症伴走型支援事業というのは、我々の今回の所管事務調査でも福島のほうも初期支援チームとかというようなことはやっているにせよ、オレンジカフェとかという程度ではないのというような中で、なかなか、福島市もそうですけれども、認知症患者に対する支援をもって家族支援だというような取りまとめをしているというのが多分国の大きな流れの中の制度なのだろうと思うのです。それ以上に多分ここでいうのは認知症伴走型支援事業ということで家族も含めた寄り添った支援事業がこれから必要になってくるよというある意味国がまだ制度として、言っていること同じではないのというとあれですけれども、制度としてまだ気づきの部分がないというか、要するに新たな福島市からの提言というような文章にちょっと衣替えしたほうがいいのではないかなという印象を持っていて、だから認知症伴走型支援事業、今後必要となるとか、認知症伴走型支援事業の強化と予算充実、予算の拡充を求めるとかなんとか、単純にしたほうがいいのかという。ちょっとすみません、先ほど言ったように、手薄な部分で要するにそこはまだ国のほうの十分な制度に対する配慮も予算も入っていないから、それを新たにしっかりとやらないと駄目だよというところを文章にしてもらおう努力ちょっとお願いしたいなと私は思います。

(石原洋三郎委員) 付け加えるという形でもいいような感じします。認知症伴走型支援事業のところ

で強化と予算の充実、地域が運用しやすいように、あと現状も把握してねという。

(川又康彦委員長) 制度はつくったけれども、実際にこれを取り入れてやっているところというのは数か所しか現状でない状況の中で、何らかの使いにくさというか、趣旨自体は非常に重要なことだとは思いますが、その辺がもっと、福島市はまだ手もかけてはいませんが、提言の中に含まれているということも含めて、どういった書き方が、取り組んでいるのであれば、もう少し具体的にこういうふうにしてほしいという部分も書きやすいのかなと思うのですけれども、まだ取り組んでいない状況でもありますので、その辺については、石原委員、また半沢委員、宍戸委員おっしゃったとおり、拡充というか、より使いやすいというような文言を中に入れ込むような感じができる範囲なのかなというの少し感じますので、その辺は正副委員長手元でもう少しこの文言について検討させていただいて、次回意見書案という形で提出させていただくということにさせていただきたいのですが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) それ以外ございますか。

(佐藤 勢委員) 人員、処遇改善の課題についてということで、業務量に対して職員の数が恒常的に少ないと、特に専門職が足りないというところで終わっているわけなのですけれども、同じような形で職域的なところ、要するに臨床心理士だったり、運動指導士だったりとか、リハビリの専門士だったりとか、そういうところの職域的なところも増やすというか、拡充してもいいのではないかみたいなところの文言というののもあっていいのかなとも思ったのですが。

(川又康彦委員長) 確認ですけれども、地域包括支援センターの中での人員ということですか。

(佐藤 勢委員) そうですね。人材確保のところの、足りなければ。

(石原洋三郎委員) ②の部分のところの詳細ということなのでしょうか。

(佐藤 勢委員) はい。ちょっと違うかな。

(川又康彦委員長) 概要の部分のところに、提言内容というよりは前段の部分にその文言、記載も入れたほうがいいのではないかとということですか。

(佐藤 勢委員) そうですね。ほかの地域のところを見ると、それ以外、保健師、看護師のほかにもそういった違う専門士が入っているようなところも何か所かの地域包括支援センターではあります。そういったところの職域の拡大というか、規定の少し緩和というか、そういったところも必要なのではないのかなというふうには思ったのですけれども、今回のものに関してはちょっとあまりにも逸脱するかなと思うので、大丈夫です。一応要望として、すみませんでした。

(川又康彦委員長) 今回の調査項目で聞いてきた中では、多分その辺の話はちょっと含まれてはいなかったかなと思います。佐藤委員の知っていらっしゃる事例としてそういったのが入っているところが多分あるのだろうなどは理解しましたので、ただ今回の意見書について入れるにはなかなかまだ難しいかもしれない。

(佐藤 勢委員) 少し違いますね。失礼しました。

(川又康彦委員長) いえ、ありがとうございます。

(遠藤幸一委員) 文言のところなので、私の捉え方がちょっと間違っていたら申し訳ないのですけれども、②の部分なので、処遇、配置基準を改善し、人材確保のための具体的施策を講じということなので、処遇改善、配置基準を改善し、人材確保のための具体的施策を講じ、処遇、配置基準を改善することを求めるという、そのための国の財政支援充実を求めるということなので、すよね。

(川又康彦委員長) はい。

(遠藤幸一委員) 人材確保のための具体的施策を講じということ、何か薄れるというか、私の中で読み込むと、つながりがちょっとよくなって。処遇、配置基準の改善によるかのほうがいいのかと思ったのですけれども、離職防止のため、処遇、配置基準の改善による人材確保のための具体的施策を講じなのか、処遇、配置基準の改善などによる人材確保のための具体的施策を講じのほうがいいのか。私の読み込み方が悪いのかもしれないのですけれども、つながりがちょっと。処遇、配置基準の改善による人材確保のための具体的施策を講じ、国の財政支援を充実させる。

(川又康彦委員長) 文言の意味合いとしては、人材確保のための具体的施策という部分が処遇、配置基準の改善だけではないとは思っています。今遠藤委員がおっしゃったとおり、流れ的に例えば配置基準を改善するとともにとか、それだけのことで。

(遠藤幸一委員) ともになのか、となのか、そこはお任せいたします。

(川又康彦委員長) そのように善処します。

(石原洋三郎委員) 先ほどの半沢委員とかのお話もあったので、例えば3項目にはなっているのですけれども、場合によっては4項目とか5項目になってもいいのかなとは思っているのですけれども。それはお任せいたしますが。

(川又康彦委員長) 具体的には。

(石原洋三郎委員) 要望する項目(案)というところで。

(川又康彦委員長) 例えばどういったのを。

(石原洋三郎委員) 今遠藤委員が言ったようなことだったり、3項目のまんまでもいいのですけれども、例えばそれ4項目。

(川又康彦委員長) 別建てにするということ。

(石原洋三郎委員) はい、別建てにしても、しなくてもいいですが。

(川又康彦委員長) ちょっとそこは委員長、副委員長が手元で検討させていただきます。

そのほかございますか。

(宍戸一照委員) あとは正副委員長にお任せします。

(川又康彦委員長) ありがとうございます。

では、ほかにはないようでしたらば、すみません、先ほどの委員長報告案のほうに戻りまして、意見書に関わる部分、7ページの15行目から19行目に別建てで書いてある部分について、今いただいた意見を基に委員長報告案の中にもこのような形で記載させていただきたいと思いますが、こちらでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) では、そのようにさせていただきます。

次に、その他といたしまして、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(川又康彦委員長) ないようですので、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。

午前11時19分 散 会

文教福祉常任委員長

川 又 康 彦